

7 騒音・振動規制法関係

- I 騒音に係る環境基準について
- II 騒音規制法（抄）
- III 鹿児島県公害防止条例（騒音関係）
- IV 振動規制法（抄）

1 騒音に係る環境基準について

平成10年9月30日環告64
改正 平成17年5月26日環告45

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法第16条第1項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準(以下「環境基準」という。)は、別に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下)によることので	

きる。

- 2 1の環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。
 - (1) 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。
この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。
 - (2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。
 - (3) 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。
 - (4) 騒音の測定は、計量法(平成4年法律第51号)第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を用いることとする。
 - (5) 騒音の測定に関する方法は、原則として日本工業規格Z8731による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けうる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。
なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。
- 3 環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うものとする。
 - (1) 道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。
 - (2) 道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち1の環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。

第2 達成期間等

- 1 環境基準は、次に定める達成期間でその達成又は維持を図るものとする。
 - (1) 道路に面する地域以外の地域については、環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとする。
 - (2) 既設の道路に面する地域については、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力の下に自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策、沿道対策等を総合的に実施することにより、環境基準の施行後10年以内を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。
ただし、幹線交通を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、対策技術の大幅な進歩、都市構造の変革等とあいまって、10年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努めるものとする。
 - (3) 道路に面する地域以外の地域が、環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては(1)及び(2)にかかわらず当該道路の供用後直ちに達成され又は維持されるよう努めるものとし、環境基準が施行された日より前に計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては(2)を準用するものとする。
- 2 道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間の背後地に存する建物の中高層部に位置する住居等において、当該道路の著しい騒音とその騒音の影響を受けやすい面に直接到達する場合は、その面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められ、かつ、屋内へ透過する騒音に係る基準が満たされたときは、環境基準が達成されたものとみなすものとする。
- 3 夜間の騒音レベルが73デシベルを超える住居等が存する地域における騒音対策を優先的に実施するものとする。

第3 環境基準の適用除外について

この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

附 則

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

騒音に係る環境基準の類型指定地域(平成23年3月23日現在)

対象市町		地域の類型	当てはめる地域
鹿児島市	志布志市	A	都市計画法の用途地域のうち 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
鹿屋市	奄美市		
枕崎市	南九州市		
阿久根市	伊佐市		
出水市	始良市		
指宿市	さつま町		
西之表市	湧水町	B	都市計画法の用途地域のうち 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
垂水市	錦江町		
薩摩川内市	肝付町		
日置市	中種子町	C	都市計画法の用途地域のうち 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
曾於市	瀬戸内町		
霧島市	和泊町		
いちき串木野市	知名町		
南さつま市			

Ⅱ 騒音規制法（抄）

〔 昭和 43 年 6 月 10 日
法 律 第 9 8 号 〕

最終改正 平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。

2 この法律において「規制基準」とは、特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定工場等」という。）において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

3 この法律において「特定建設作業」とは、建設工事として行なわれる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であつて政令で定めるものをいう。

4 この法律において「自動車騒音」とは、自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車であつて環境省令で定めるもの及び同条第 3 項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）の運行に伴い発生する騒音をいう。

（地域の指定）

第 3 条 都道府県知事は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により地域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見をきかなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 都道府県知事は、第 1 項の規定により地域を指定するときは、環境省令で定めるところにより、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

第3章 特定建設作業に関する規制

(特定建設作業の実施の届出)

第14条 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 建設工事に係る施設又は工作物の種類
- (3) 特定建設作業の場所及び実施の期間
- (4) 騒音の防止の方法
- (5) その他環境省令で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の附近の見取図その他環境省令で定める書類を添附しなければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第15条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴つて発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに環境大臣の定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行つているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

3 市町村長は、公共性のある施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について前2項の規定による勧告又は命令を行うに当たつては、当該建設工事の円滑な実施について特に配慮しなければならない。

(1) 騒音規制法に基づく地域指定状況等

騒音規制法第3条に基づく地域は、県下全市町村（※）に指定している。

※ 鹿児島市，薩摩川内市，鹿屋市，霧島市は各市長が独自に指定

(2) 騒音規制法に基づく特定建設作業に関する規制

ア 特定建設作業

この法律において「特定建設作業」とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって次のものをいう。

特定建設作業

番号	種類
1	くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業にかかる2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る）を使用する作業

イ 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

建設作業の規制基準は、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日厚生省，建設省告示第1号）」によって次のように定められている。

騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

特定建設作業	くい打機				コンクリートプラント	バックホウ
地域の区分	くい抜機	びょう打機	さく岩機	空気圧縮機		トラクターショベル
規制種別	くい打機				アスファルトプラント	ブルドーザー
基準値	①② 85 デシベル					
作業時刻	① 午後7時～午前7時の時間内でないこと。					
	② 午後10時～午前6時の時間内でないこと。					
※1日当たりの作業時間	① 10時間／日を超えないこと。					
	② 14時間／日を超えないこと。					
作業期間	①② 連続して6日を超えないこと。					
作業日	①② 日曜日その他休日でないこと。					

(注) 1 地域の区分欄の①は第1号区域，②は第2号区域を表す。

①第1号区域 ア 良好な住居の環境を保全するため，特に静穏の保持を必要とする区域

イ 住居の用に供されているため，静穏の保持を必要とする区域

ウ 住居の用に併せて商業，工業等の用に供されている区域であって，相当数の住居が集合しているため，騒音の発生を防止する必要がある区域

エ 学校教育法第1条に規定する学校，児童福祉法第7条に規定する保育所，医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの，図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートル以内の区域

②第2号区域 第1号区域以外の騒音規制法に基づく指定区域

2 基準値は，特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

3 基準値を超えている場合，騒音の防止の方法のみならず，1日の作業時間を※の項に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告または命令できる。

4 当該作業がその作業を開始した日に終わるものは除く。

ウ 特定建設作業騒音告示別表の第1号の規定による区域

(ア) 別紙図面に緑色，黄緑色，黄色及び赤色で表示する区域

(イ) 別紙図面に青色で表示する区域のうち，学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校，児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所，医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの，図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートル以内の区域

（※別紙図面は省略し，その図面を鹿児島県環境林務部環境保全課及び関係市役所又は関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

エ 作業禁止時間等の規定の適用除外について

(ア) 作業の禁止時間

a 災害その他非常の事態の発生により，当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合

b 人の生命又は身体に対する危険を防止するため，特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

c 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため，特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

d 道路法（昭和27年法律第180号）第34条の規定に基づき，道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合

e 道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第3項の規定に基づき，道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において，当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合

(イ) 1日の作業時間

a 当該特定建設作業がその作業を開始した日に終わる場合

b 災害その他非常の事態の発生により，当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合

c 人の生命又は身体に対する危険を防止するため，特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

(3) 作業期間

a 災害その他非常の事態の発生により，当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合

- b 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- (4) 日曜日又は休日の作業
- a 災害その他非常の事態の発生により、当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
 - b 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
 - c 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため、特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
 - d 電気事業法施行規則(昭和40年通商産業省令第51号)第1条第2項第1号に規定する変電所の変電の工事として行う特定建設作業であつて、当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ、当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため、特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
 - e 道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において、当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
 - f 道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合、及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において、当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合

Ⅲ 鹿児島県公害防止条例（騒音関係）（昭和 46 年 10 月 15 日条例第 41 号）

（1）概要

ア 目的（条例第 1 条）

この条例は、県民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて公害の防止がきわめて重要であることにかんがみ、事業者、県及び市町村の公害の防止に関する責務を明らかにし、並びに公害の防止に関する施策の見本となる事項その他公害の防止に関し必要な事項を定めることにより、公害対策の総合的推進を図り、もって県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

イ しくみ

鹿児島県公害防止条例第 15 条に基づき、騒音については、「特定施設に係る規制基準」、「特定建設作業に係る規制基準」及び「飲食店営業等に係る規制基準」を定めている。

ウ 適用除外（条例 47 条の 2）

（ア）騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく指定した地域内において、騒音規制法に基づく特定施設を設置する者又は特定建設作業を行う者については、条例の騒音に係る特定施設に関する規制及び特定建設作業に関する規制は、適用しない。

（イ）市町村が、公害の防止を図るため、その地域の自然的、社会的条件に応じて条例で必要な規制を定めた場合において、県条例の規定に相当する当該市町村の条例の規定による規制によって県条例の目的が達せられると認めるときは、指定する事項に係る県条例の規定は、知事が定める区域において、知事が定める日から適用しない。

※ 鹿児島市、鹿屋市、西之表市、薩摩川内市（旧川内地区）、日置市、南さつま市、奄美市に関しては、各市条例による独自規制

（2）特定建設作業に関する規制（条例第 40 条，41 条）

鹿児島市は適用除外

ア 特定建設作業（条例第 2 条第 3 項第 5 号，規則第 6 条）

この条例において「特定建設作業」とは、建設工事として行われる作業であって、次のものをいう。

ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

特定建設作業

番号	種類
1	くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業にかかる2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）

イ 特定建設作業に係る規制基準（条例第15条、規則第7条）

特定建設作業の区分	地域区分	音量	作業の禁止時間	1日の作業時間	作業期間	日曜日又は休日の作業
くい打機 くい抜機 くい打くい抜機	第1種地域	75デシベル	午後7時から翌日の午前7時まで	第1種地域については10時間以内 第2種地域については14時間以内	連続して6日以内	日曜日又は休日に行わないこと
	第2種地域	以下	午後10時から翌日の午前6時まで			
びょう打機	第1種地域	70デシベル	午後7時から翌日の午前7時まで			
	第2種地域	以下	午後10時から翌日の午前6時まで			
さく岩機	第1種地域	65デシベル	午後9時から翌日の午前6時まで	連続して1ヶ月以内		
	第2種地域	以下	午後10時から翌日の午前6時まで			
空気圧縮機 コンクリートプラント	第1種地域		午後9時から翌日の午前6時まで		連続して2ヶ月以内	
	第2種地域		午後10時から翌日の午前6時まで			
アスファルトプラント	第2種地域		午後10時から翌日の午前6時まで			

備考

- 1 第1種地域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに都市計画法による地域地区の定めのない地域をいう。
- 2 第2種地域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域及び第一種住居地域等に隣接する工業専用地域のうち、第一種住居地域等の周囲50メートル以内の地域をいう。
- 3 騒音の測定点は、作業場の敷地の境界線から30メートルの地点とする。
- 4 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 5 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 6 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則、かつ、大幅に変動する場合は、測定値の累積度数曲線の中央値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の累計度曲線の中央値とする。
- 7 次の各号に掲げる項目について、当該各号ごとに定める場合の一に該当する場合にあっては、当該各号について定めた規制基準は、適用しない。
 - (1) 作業の禁止時間
 - ア 災害その他の非常の事態の発生により、当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
 - イ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
 - ウ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため、特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
 - エ 道路法（昭和27年法律第180号）第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合
 - オ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合

及び同法第 80 条第 1 項の規定に基づく協議において、当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合

(2) 1 日の作業時間及び作業期間

ア (1) のアに掲げる場合

イ (1) のイに掲げる場合

(3) 日曜日又は休日の作業

ア (1) のアに掲げる場合

イ (1) のイに掲げる場合

ウ (1) のウに掲げる場合

エ 電気事業法施行規則（昭和 40 年通商産業省令第 51 号）第 1 条第 2 項第 1 号に規定する変電所の変電の工事として行う特定建設作業であつて、当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ、当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため、特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

オ 道路法第 34 条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日又は休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第 35 条の規定に基づく協議において、当該特定建設作業を日曜日又は休日に行うべきこととされた場合

カ 道路交通法第 77 条第 3 項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日又は休日に行うべき旨の条件が付された場合、及び同法第 80 条第 1 項の規定に基づく協議において、当該特定建設作業を日曜日又は休日に行うべきこととされた場合

IV 振動規制法（抄）

〔 昭和 51 年 6 月 10 日 〕
〔 法 律 第 6 4 号 〕

最終改正 平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

（定義）

- 第 2 条 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。
- 2 この法律において「規制基準」とは、特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定工場等」という。）において発生する振動の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。
- 3 この法律において「特定建設作業」とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であつて政令で定めるものをいう。
- 4 この法律において「道路交通振動」とは、自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項 に規定する自動車及び同条第 3 項 に規定する原動機付自転車をいう。）が道路を通行することに伴い発生する振動をいう。

（地域の指定）

- 第 3 条 都道府県知事は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められるものを指定しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 3 都道府県知事は、第 1 項の規定による指定をするときは、環境省令で定めるところにより、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

第3章 特定建設作業に関する規制

(特定建設作業の実施の届出)

第14条 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- (3) 特定建設作業の種類、場所、実施期間及び作業時間
- (4) 振動の防止の方法
- (5) その他環境省令で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の付近の見取図その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第15条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する振動が環境省令で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行つているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

3 市町村長は、当該施設又は工作物に係る建設工事の工期が遅延することによつて公共の福祉に著しい障害を及ぼすおそれのあるときは、当該施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について前二項の規定による勧告又は命令を行うに当たっては、生活環境の保全に十分留意しつつ、当該建設工事の実施に著しい支障を生じないように配慮しなければならない。

(1) 振動規制法に基づく地域指定状況

鹿児島市，鹿屋市，枕崎市，阿久根市，出水市，指宿市，西之表市，垂水市，薩摩川内市，日置市，曾於市，霧島市，いちき串木野市，南さつま市，志布志市，奄美市，南九州市，伊佐市，始良市，さつま町，湧水町，錦江町，肝付町，中種子町，瀬戸内町，和泊町，知名町

※鹿児島市，鹿屋市，薩摩川内市，霧島市は各市長が独自に指定

(2) 振動規制法に基づく特定建設作業に関する規制

ア 特定建設作業

この法律において「特定建設作業」とは，建設工事として行われる作業のうち，著しい振動を発生する作業であって次のものをいう。ただし，当該作業がその作業を開始した日に終わるものは除く。

特定建設作業

番号	種類
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては，1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る）
4	ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては，1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る）

イ 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

指定地域内で，特定建設作業を行おうとする者が遵守すべき基準を法第15条第1項及び施行規則第11条の規則に基づき，次のように定められている。

規 制 基 準

規 制 項 目		基 準
基 準 値		75 デシベル
作業禁止時間	第1号区域	午後7時～午前7時
	第2号区域	午後10時～午前6時
最大作業時間	第1号区域	10時間／日
	第2号区域	14時間／日
最 大 作 業 日 数		連続6日
作 業 禁 止 日		日曜日、休日

(注) 振動の基準値は、作業の場所の敷地の境界線の値である

ウ 区域区分について

第1号区域 (ア) 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

(イ) 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であってその区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域（原則として都市計画法に基づく工業地域を除く）

(ウ) 上記工業地域のうち学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートル以内の区域

第2号区域 第1号区域以外の区域

エ 規則別表第1付表の第1号の規定による特定建設作業の規制に係る区域

(ア) 別紙図面に緑色及び赤色で表示する区域

(イ) 別紙図面に青色で表示する区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

ムの敷地の周囲 80 メートル以内の区域
(別紙図面は省略し、その図面を鹿児島県環境林務部環境保全課及び関係市役所
又は関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

オ 作業禁止時間等の規定の適用除外について

(ア) 作業の禁止時間

- a 災害その他非常の事態の発生により、当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- b 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- c 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため、特に夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- d 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 34 条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第 35 条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合
- e 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 77 条第 3 項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第 80 条第 1 項の規定に基づく協議において、当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合

(イ) 1 日の作業時間及び作業期間

- a 災害その他非常の事態の発生により、当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- b 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

(ウ) 日曜日又は休日の作業

- a 災害その他非常の事態の発生により、当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- b 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- c 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため、特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- d 電気事業法施行規則（昭和 40 年通商産業省令第 51 号）第 1 条第 2 項第 1 号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であつて、当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ、当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため、特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- e 道路法第 34 条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日

曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第 35 条の規定に基づく協議において、当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきことと同意された場合

- f 道路交通法第 77 条第 3 項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合、及び同法第 80 条第 1 項の規定に基づく協議において、当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合

(3) 鹿児島県公害防止条例による規制

鹿児島県公害防止条例では、振動に係る規定はない。

しかし、市町村の中には市町村条例で振動に係る規定を設けており、届出等が必要な場合がある。

詳細については、各市町村の環境保全担当課に確認が必要である。